

「介護サービス計画作成に係る個人情報提供同意書」の取扱いについて

「介護サービス計画作成に係る個人情報提供同意書」の取扱いについて、以下の通り変更します。

1. 変更点

「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」の同意欄に被保険者の署名があることをもって、従来の「介護サービス計画作成に係る個人情報提供同意書」の提出が不要となります。

2. 取扱変更日

令和3年8月1日(この日以降に「居宅サービス計画作成(変更)届出書」を区窓口へ提出した場合が対象となります。郵送で提出される場合は、この日以降に区に到着した場合が対象となります。)

3. 留意点

- (1) 令和3年7月中に、介護サービス計画作成に係る個人情報提供の事前申請(FAX)していた場合でも、令和3年8月1日以降に「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」を提出する場合は、「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」の同意欄にご署名があるものをご提出願います。
- (2) 居宅サービス計画届出日が令和3年7月31日までの場合は、令和3年8月1日以降の個人情報提供申請であっても、これまでどおり「介護サービス計画作成に係る個人情報提供同意書」が必要です。

「居宅サービス計画作成(変更)届出書」の届出日が令和3年8月1日以降の場合

⇒「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」の同意欄に署名が必要です。

「介護サービス計画作成に係る個人情報提供同意書」の提出は不要です。

「居宅サービス計画作成(変更)届出書」の届出日が令和3年7月31日までの場合

⇒「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」の同意欄は空欄でも受理します。

「介護サービス計画作成に係る個人情報提供同意書」の提出が必要です(これまでと同じ運用です)。